

# 会費・賦課金等徴収規定

規約第10条による会費・賦課金の金額及び徴収方法は次のとおりとする。

## 1. 会 費

会費の種別	会 員 の 種 類		金 額 (円)	
正 会 費	正会員	輸入者（商社、メーカー他） 薬品、輸出梱包材	月 額	2,000
		工場、倉庫、運輸、消毒関係、 船主会、その他団体	〃	3,000
特 別 会 費	申請から検査終了するまでの一時的な会員		取扱の都度	3,200

## 2. 賦 課 金

項目		単位	金額 (円)	摘要
書類	検査申請費	申請1件	1,200	検査立会するものは除く
	本船積穀類他	申請書記載の 1トン	1万トン以上 0.8	BUOYへの通船料は実費とする。
1万トン未満 2.0				
	その他雑品類	申請1件	3,700	上記貨物と相積の場合
本船積青果物	バナナ	1 カートン	0.5	くん蒸立会費込み
	パイナップル	1 カートン	0.4	
	柑 橘 類	1 カートン	1.5	
	キウイ	1 トレイ (シングル)	0.5	シングル以外は、シングル換算して 数量を算出する。
	その他青果物	申請1件	3,700	上記貨物と相積の場合
検査立会	コンテナ貨物	申請書記載の		但し、申請1件のうち、同サイ ズ毎に30コンテナを上限とする。
	20 FEET	1 コンテナ	1,500	
	40 FEET	1 コンテナ	2,000	
	相積（コンテナ）	申請1件	1,500	
	CFS（コンソリ）	申請1件	3,700	

	切 花	申請書1欄	4,800	申請1件2欄を上限とする。
	種 苗 C Y	申請書記載の 1 コンテナ	4,500	コンテナの場合6本目以上3,000円
		CFS 申請1件	4,500	
	シ ー ル 確 認	申請1件	2,500	ヤード検査立会するが検査できず、他所に移動後デバン再検査立会した場合など。
	その他軽作業	1 コンテナ ( 1 件 )	1,000	検査のために開梱したカートンを目印のテープで密閉するなど。 (但し、輸入者から依頼を受け、尚且つ作業可能な軽作業のみ)
消 毒 立 会	く ん 蒸	立会1回	4,000	検査立会した船積み的一般材及びバナナ、パイン、柑橘類を除く。
	選別、廃棄等	立会1回	4,000	場所によっては交通費実費を徴収することがある。

### 3. 補 則

正 会 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上期（4月～9月）、下期（10月～3月）にそれぞれ前納請求する。</li> <li>・ 請求書が届き次第、即納すること。</li> <li>・ 既納の会費は返金はしない。</li> <li>・ 原則、期中の退会は認めない。</li> <li>・ 消費税区分は不課税。</li> </ul>
特 別 会 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り扱い都度（申請毎）に賦課金と合わせて請求する。</li> <li>・ 消費税区分は不課税。</li> </ul>
賦 課 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海貨業者を通じて申請される場合は、海貨業者へ請求する。</li> <li>・ 月末締、翌月1営業日に発送するものとし、翌月末までに入金すること。</li> <li>・ 1件あたりの賦課金が1,000円未満のものは、一律に1,000円とする。</li> <li>・ 上記各項目に該当しないものは、別途協議の上、個別に定める。</li> <li>・ 消費税区分は免税。</li> </ul>

### 付 則

昭和58年5月24日

平成20年5月29日 一部改訂

令和5年6月1日 一部改訂